

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(19)

目 次

教育委員会訓令

○富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

1

訓 令

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成31年 3 月 29 日

富山県教育委員会

教育長 洪 谷 克 人

富山県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
出先機関
教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 共通専決事項(1)の表室課長専決事項の欄第 5 号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄第 6 号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の保有個人情報を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除

く」に改め、同欄中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保有個人情報の訂正又は利用停止の決定に関すること。

別表第1の1共通専決事項(1)の表出先機関等の長専決事項の欄第4号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄第5号中「法令等の規定により期間を定めて一般の閲覧等に供されたもので、当該期間が終了したものに限り」を「一の開示請求に係る保有個人情報が記載されている公文書の名称その他の保有個人情報を特定するに足りる事項が全ての室課及び出先機関にわたるものを除く」に改め、同欄中第18号を第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第12号中「3日」を「5日」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保有個人情報の訂正又は利用停止の決定に関すること。

別表第3第1項中「(海外旅行(学校の教員に係るものを除く。)に係るものを除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)